

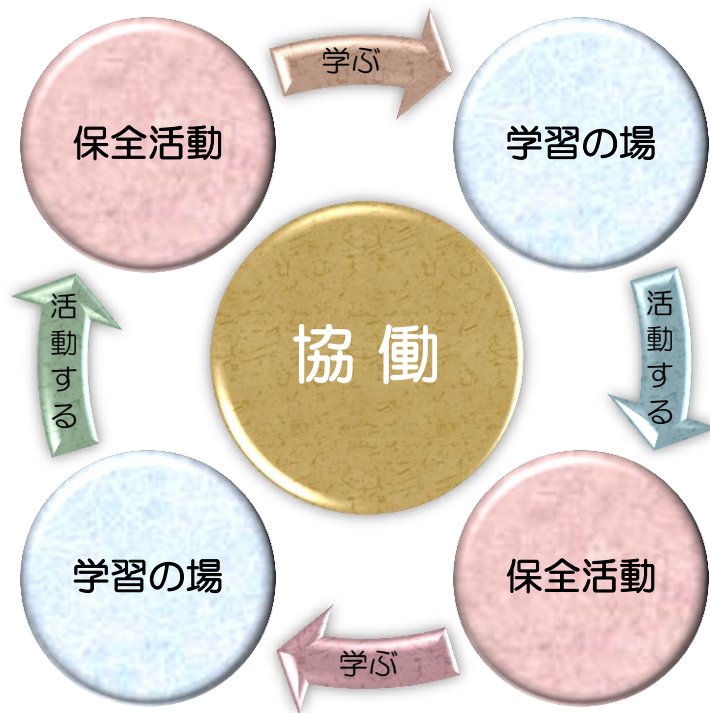
第4章 環境施策と町・町民・事業者の取組

ここでは、「自然・やすらぎ」、「快適・安全」、「資源・エネルギー」分野の基本目標に向けて、それぞれの現況と課題に対応する環境施策と取組の効果を数値で評価するための環境指標を設定し、町の取組、町民の取組、事業者の取組を示しました。

本計画に掲げた環境施策を進める上で最も重要なことは、一人ひとりの環境意識の向上と町・町民・事業者が一体となって取り組むことです。そのために私たちが主体的に学んでいくこと、すなわち学習の場へと自ら参加する取組を「学ぶ」とし、私たちの意欲・発想・実行力を活かす取組を「活動する」とし、これらを「協働」として、分野別に示しました。

下図に、本計画を推進するための「協働」の概念を示します。

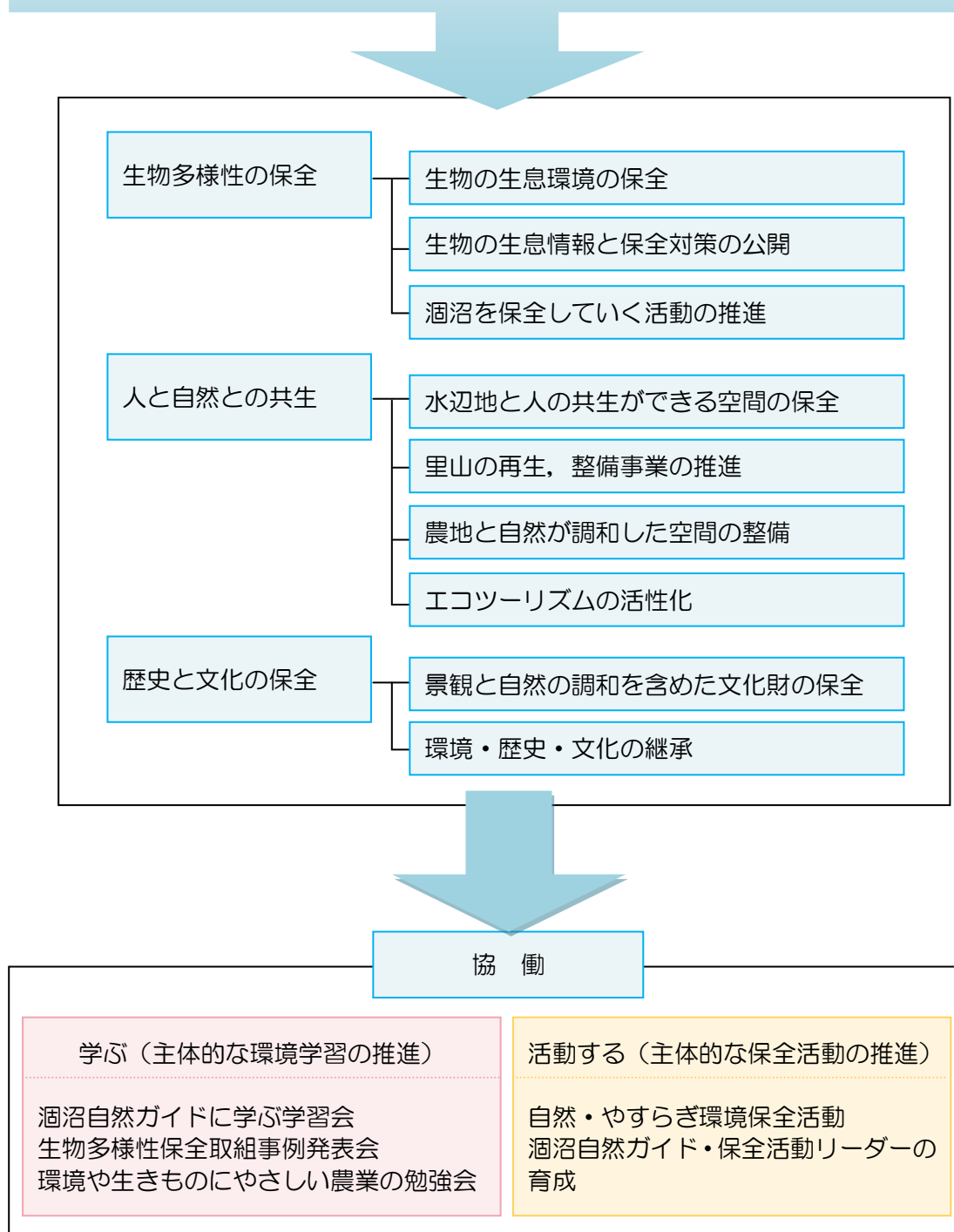
「学ぶ」及び「活動する」の取組のなかには、町が主体で推進するものと、町民・事業者が主体となり推進するものがありますが、町民が自ら参加することを目的とするため、ともに「協働」とします。



1 自然・やすらぎ

◆施策の方向◆

茨城町の自然・やすらぎ環境を構成している涸沼と涸沼流域に広がる水辺，里山，田畑を守り育て，また，歴史と文化を継承していくために，生物多様性の保全に係る活動の推進，エコツーリズムの活性化，環境・歴史・文化を継承していくためのネットワークの構築などを行い，町民が誇れる自然再生に取り組んでいきます。



◆環境指標と数値目標◆

環境指標	現状 (H23年度)	中間目標 (H29年度)	計画目標 (H34年度)
自然観察会及び自然体験学習会参加者数	140人	500人	1,000人
涸沼自然ガイド登録数	—	10人	20人
涸沼環境保全検討会の参加者数	—	20人	30人
里山再生箇所数	3件	13件	23件
平地林・里山整備面積 (平成20年度以降累積)	10ha	20ha	30ha
エコファーマー認定者数	144人	220人	290人
動植物等自然の豊かさに対する 満足度(町民アンケート)	42%	49%	55%
自然景観、田園風景の美しさに対する 満足度(町民アンケート)	47%	51%	56%
水辺や生きものなど自然とのふれあいの 場に対する満足度(町民アンケート)	25%	35%	44%

1-1 生物多様性の保全

◆現況◆

- 涸沼で発見されたヒヌマイトトンボを町では天然記念物に指定し保護してきましたが、生息地の環境の悪化により、絶滅危惧Ⅰ類(環境省レッドリスト)に指定され、涸沼での生息地はわずか3箇所(うち、茨城町内2箇所)です。
- 涸沼とその周辺には、205種もの野鳥が生息(日本鳥類保護連盟茨城支部調査)しており、その75%が渡り鳥です。
- 涸沼周辺では、ミサゴ、オオタカ、アオバズク、オシドリなど29種の野鳥が茨城県レッドデータブックに登録されています。
- 全国的にも希少な汽水湖である涸沼は、水産資源のヤマトシジミやマハゼ、ワカサギなどの漁場となり栄えてきましたが、外来種の繁殖などにより在来生物が補食の被害を受けています。
- 涸沼の植物の中で、現存する貴重な植物種は、アイアシ、ミズアオイなど9科11種が茨城県レッドデータブック(茨城県の絶滅のおそれのある野生生物・植物編)に登録されています。
- 涸沼の植物群落には、ガマ、マコモ、ヨシ、オギが見られますが、堤防がコンクリート製護岸に整備され、波浪の影響等で減少しつつあります。

- 涸沼に生育していた沈水植物がほとんど見られなくなりました。
- 休耕田が増加し、農地や里山に見られたメダカやタニシ、ホタル等が減少しています。
- 大戸のサクラ、神塚神社の椎の木、鹿島神社のイチヨウが名木指定されています。
- 本町の哺乳類、爬虫類及び両生類は、最近の記録がなく、生息状況の把握ができていません。
- 本町の魚類は、茨城県自然博物館のデータ（1997年～1999年）によると、涸沼及び涸沼川で46科110種が報告されています。
- 本町の昆虫類は、茨城県自然博物館のデータ（1997年～1999年）によると、涸沼でトンボ43種、チョウ48種が報告されています。
- ヒヌマイトトンボをはじめとした貴重種の生息地が撮影や重複した調査の出入りにより荒らされています。

◆ 課題 ◆

- 涸沼で発見され、町の天然記念物であるヒヌマイトトンボの生息地の保全及び拡大が必要です。
- 涸沼の豊かな生態系を守っていくために、各分野を統合した生物多様性保全の一斉調査を実施し、総合的な保全策が必要です。
- 生物の生息環境を確保するため、農地の有効活用が必要です。
- 用水路の整備や建築、建設等の事業活動の際は、生物の生息環境に配慮した施工方法が必要です。
- 涸沼の生態系を脅かす外来種の繁殖を防止する取組が必要です。
- 涸沼の再生を目指すために、湖岸植物、沈水植物の復元が必要です。
- 茨城町の自然の良さを紹介できるネイチャーセンターの設置が必要です。
- 環境保全や自然再生活動などに協働できる検討会が必要です。

◆ 環境施策と町の取組 ◆

環境施策	町の取組
生物の生息環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 町指定の天然記念物であるヒヌマイトトンボの生息地の保全及び拡大を進めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重な動植物が生息・生育できる環境の保全・創出に努めるとともに、生息地への出入りについては看板を設け、ヒヌマイトトンボの生息地については、ガイドを付けて案内することに努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 用水路などの整備・改修を行う際は、水生生物などの生育できる空間を設けるよう環境に配慮した施工に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休耕田にビオトープを作り、生物の年間を通した生息空間の保全に努めます。

	<ul style="list-style-type: none"> ・外来種による在来種への影響などについて周知し、外来種の種数や個体数を増やさないよう啓発に努めます。 ・酒沼の再生を目指すために、湖岸植物、沈水植物の復元に取り組みます。 ・事業活動や建築、建設事業の際には、生態系への配慮に努めるよう指導します。 ・豊かな自然を紹介でき、地産地消ブース等が共有したネイチャーセンターの設置を進めます。
生物の生息情報と保全対策の公開	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性を保全するために、動植物の一斉調査を実施します。 ・町内で確認される生物の生息・生育情報を公表します。 ・生物の生息環境の保全のために、正しい知識や効果的な方法を提供します。
酒沼を保全していく活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・酒沼のラムサール条約登録を目指し、調査や保全活動を行うための組織を設置します。 ・酒沼を取り巻く生態系や水質等の保全について、町民、事業者、市民団体が協働していくための検討会を開催します。

◆町民の取組◆

- ・茨城町の自然や動植物に関心を持ちます。
- ・身近な公園、緑地、水辺などの自然豊かな場所の保全に協力します。
- ・動植物をむやみに捕獲・採集したりしません。
- ・生態系を保全するため、外来種を自然界に放ちません。
- ・動植物の生息調査や保護活動に参加・協力します。
- ・里山や農地を保全するための活動に参加・協力します。

◆事業者の取組◆

- ・事業活動におけるグリーン調達を推進し、自然環境や生態系への負荷を少なくするよう努めます。
- ・工事を計画する際は、工法や時期を選択するなど、生態系への配慮に努めます。
- ・動植物の保護活動に参加・協力します。

1-2 人と自然との共生

◆現況◆

- 本町の河川は、農業用水として霞ヶ浦や那珂川の水を導水し、灌漑用水として利用されています。
- 涸沼は、防災機能、漁業の他、バードウォッチング、魚釣り、ウインドサーフィン等レクリエーションの場として利用されています。
- 農業用ため池は、トンボ類をはじめ、野鳥にとって良好な自然環境です。
- 水田では、農薬の空中散布や非灌漑期の乾田化を行っています。
- 水田の人工的な管理によって、水の増減が激しい水路では、メダカ、ドジョウ、タニシ等が極端に減少しています。
- 本町の漁業生産は、涸沼及び涸沼川のシジミ漁が主で、豊富な漁獲量を誇ってきたワカサギやハゼの水揚げは、近年ほとんどありません。
- 本町の山林面積は町域の20%を占め、ほとんどがスギやヒノキの二次林ですが、里山としての利用がされず、荒れた林が目立ちます。
- 本町の農地面積は、田16%、畑35%、合わせて51%を占めています。
- 谷津田は年々耕作放棄水田が増加しており、町では耕作放棄地の解消に向けた取り組みを行っています。
- 環境保全型農業を推進するエコファーマー認証者は、144名(2012年(平成24年)3月末)です。
- 本町の公園や街路樹には、広葉樹を主に、多種多様な樹木が選定されています。
- 本町には、自然を活かした公園が多数あるほか、県により大洗県立自然公園をはじめ、小幡城跡緑地環境保全地域、矢連緑地環境保全地域が指定され開発行為が規制され、自然と触れ合う場所の環境が守られています。

◆課題◆

- 生物の生息環境として良好な環境である農業用ため池の保全が必要です。
- 涸沼水域にも保全地域を設けて自然の再生に取り組むとともに、水上バイクの乗り入れ規制を設け、コースや時間帯などの利用制限が必要です。
- 荒れてしまった里山については、里山本来の機能回復のための整備を進めるとともに、間伐材など木材の有効利用が必要です。
- 耕作放棄地の解消や有効利用が必要です。
- 農地を保全するため、環境保全型農業の推進や農業後継者の育成並びに農業への理解を深めることが必要です。
- 町内の緑化の推進や自然と触れ合う場所の環境保全の継続が必要です。
- 涸沼自然公園や緑地環境保全地域などを拠点としたエコツーリズムの拡充が必要です。

◆環境施策と町の実組◆

環境施策	町の実組
水辺地と人の共生ができる空間の保全	・河川の整備・改修を行う際には、生物生息空間に配慮した整備を促進します。
	・生物の生息環境として良好な環境である農業用ため池の保全を促進します。
	・漁場の保全や種の保全、観光事業の活性化のため、水上レジャー活動との区分化を行います。
里山の再生、整備事業の推進	・里山を育てるため、間伐、下刈り、植林等の保全・管理対策を促進します。
	・間伐材など木材の有効活用の普及・啓発を促進します。
	・水源かん養、土砂流出防止などの機能がある保安林については、適正管理を促進します。
農地と自然が調和した空間の整備	・減農薬、減化学肥料などによる環境保全型農業やエコファーマー認証を促進します。
	・自然に優しい農業の実組事例発表会を実施します。
	・耕作放棄地の解消に努めるとともに、緑肥効果が得られる植物の栽培や生物の生息環境を整備するなど、有効活用を図ります。
	・農業後継者の確保と育成を促進します。
	・農林水産事業と連携して環境と地場産業の活性化を目指します。
	・農村との交流を通じて農地の保全を考えるため農業体験を推進します。
	・生産者、消費者に地産地消を広くPRしていきます。
エコツーリズムの活性化	・学校給食では、安全な地元の農産物使用に努めます。
	・潤沼自然公園を拠点として環境学習や観光の拡充に努めます。
	・街路樹の適切な維持管理に努めます。
	・公共施設や住宅、事業所における緑化を促進します。
	・水辺や自然散策のための遊歩道における親水空間の保全・整備・適切な管理を図ります。

◆町民の取組◆

- ・茨城県産の木材を利用します。
- ・環境にやさしい農業に努めます。
- ・農業後継者の育成に協力します。
- ・遊休農地は適正に管理し、耕作放棄地にしないようにします。
- ・地元の農産物を積極的に購入します。
- ・街路樹や公園などの身近な緑を大切にします。
- ・庭木やプランターなどで住まいに緑を取り入れ、維持管理に努めます。
- ・地域の歴史や文化、景観資源を大切にします。

◆事業者の取組◆

- ・里山や農地を保全するための活動に参加・協力します。
- ・茨城県産の木材の活用に努めます。
- ・環境保全型農業に積極的に取り組むとともに、取組を広げます。
- ・遊休農地は適正に管理し、耕作放棄地にしないようにします。
- ・農産物を扱う店舗では、地元産を積極的に取り入れます。
- ・学校給食では、安全な地元の農産物を使用します。
- ・工場や敷地内、屋上、壁面の緑化に努めます。
- ・街路樹や公園などの維持管理に参加・協力します。

1-3 歴史と文化の保全

◆現況◆

- 本町には、国指定3件、県指定5件、町指定40件、総数48件の指定文化財があります。
- 本町の文化財の多くは、史跡や天然記念物などで、その周囲とともに良好な自然環境が維持されています。
- 本町には、「小幡のひよっこばやし」や「あんば祭り」などの郷土芸能など、地域に息づく様々な伝統文化が残されています。
- 伝承活動に携わる住民が固定化し、新規の参加者が少なく、各地区で行われている伝承活動や文化遺産の保護活動が衰退することが懸念されています。

◆課題◆

- 文化財の適切な保存が必要です。
- 自然の中の文化財は、周囲の自然環境の保全が必要です。
- 町民が、郷土の歴史と文化に親しみ、文化財保護意識を高める必要があります。
- 環境を含めた歴史・文化を継承していくネットワークが必要です。

◆環境施策と町の実組◆

環境施策	町の実組
景観と自然の調和を含めた文化財の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保全に関する啓発を強化します。 ・文化財の調査、保全を推進します。
環境・歴史・文化の継承	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財などを生かした観光やまちづくりを推進します。 ・文化財について普及、啓発を図るため、文化財に関する資料刊行を行います。 ・文化財に関する生涯学習や学校教育、郷土資料の展示などにより、地域環境を取り入れた歴史や文化に身近に親しむ機会を提供します。 ・環境・歴史・文化について伝えていくための人材（語りべ）の育成を目指すためにネットワークを構築します。

◆町民の実組◆

- ・文化財の調査・保全に協力します。
- ・伝統行事等に積極的に参加し、保存伝承に協力します。
- ・歴史・文化に関する講座や活動に参加します。

◆事業者の実組◆

- ・文化財の保全に協力します。
- ・伝統行事等に積極的に参加し、保存伝承に協力します。



あんば祭り

1-4 協働

◆ 現況 ◆

- 市民団体により、涸沼周辺の自然観察会や自然体験教室が行われています。
- 町内の小学校では、涸沼浄化推進小学校連絡会議の活動を通して、涸沼周辺の自然環境について学習しています。
- 町主催で夏休みにフロンティアアドベンチャー（宿泊型環境学習）を行っています。
- 常井区では、エコ農業優良地区の認定を受けて地域ぐるみでエコ農業を推進しています。
- ヒヌマイトトンボを守るために、生息域となるヨシ原を再生する取組が行われています。
- 「茨城町水と自然を守る会」の皆さんが、自然再生の取組に関する研究や実験を行っています。
- クリーンアップひぬまネットワークや茨城町家庭排水対策協議会など、涸沼の保全活動を行っている市民団体が多数あります。
- 大涸沼漁業協同組合では、組合員と連携し、シジミの種の保存や漁場の環境保全に努めています。
- 小幡と若宮には、「常陽森のボランティア」の皆さんが手入れをしている森林があります。
- 茨城町こだわり農業連絡協議会では、こだわり米のコンテストを行い、エコ農業で生産された米についても推進しています。
- 祭りや伝統行事は、各地区で行われていますが、新規の参加者が少ない状況です。

◆ 課題 ◆

- 涸沼周辺の自然環境を中心としたエコツーリズムを推進するために、自然観察会等で保全地の案内を行うためのガイドや適切な保全活動を指導するリーダーを育成することが必要です。
- 貴重種をはじめ、生物多様性保全のための知識や取組事例を学ぶことが必要です。
- 環境や生きものにやさしい農業を広めるために、知識や技術を共有することが必要です。
- 生物多様性の保全に向け、涸沼の保全活動を行っている市民団体と検討会を設け、共通認識の下で活動することが必要です。
- 涸沼の漁場や釣り場、水上レジャーの場のあり方について自然と人との共存化を図るため協議する場を設ける必要があります。
- 里山再生活動をボランティアと地域が連携していくことが必要です。
- エコ農業を推進するため、エコ農業で生産された農産物について、生産者や消費者にPRしていく必要があります。
- 祭りや伝統行事を継承するためのネットワークを作り、継承者を育成することが必要です。

◆環境施策と町の実組◆

環境施策	町の実組
学ぶ (主体的な環境学習の推進)	涸沼自然ガイドに学ぶ学習会
	<ul style="list-style-type: none"> 自然観察会や自然体験など、自然保護意識の向上に役立つ環境学習会を開催します。
	<ul style="list-style-type: none"> 涸沼自然ガイドに登録した市民団体などが開催する自然観察会や自然体験などを推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境と文化に親しむため、史跡や天然記念物をめぐる自然観察会を組織的に運用します。
	生物多様性保全取組事例発表会
	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性保全のための知識や取組事例を学べる発表会を開催します。
	環境や生きものにやさしい農業の勉強会
	<ul style="list-style-type: none"> 環境や生きものにやさしい農業を広めるために、知識や技術を共有する勉強会を推進します。
活動する (主体的な保全活動の推進)	自然・やすらぎ環境保全活動
	<ul style="list-style-type: none"> 町民や事業者が参加する生物調査や環境保全活動を実施します。
	<ul style="list-style-type: none"> 生物多様性の保全に向け、これまで涸沼の保全に携わってきたクリーンアップひぬまネットワークや茨城町家庭排水対策協議会、涸沼浄化推進小学校連絡会議などと町民・事業者を中心とした委員会を設置し、検討会を行います。(涸沼環境保全検討会)
	<ul style="list-style-type: none"> 漁場、釣り場、水上レジャーのあり方について自然と人との共存化を図るため、涸沼の産業を中心とした委員会を設置し、協議します。
	<ul style="list-style-type: none"> 里山再生活動をボランティアと地域が連携して実施し、平地林・里山の整備面積を拡大します。
	<ul style="list-style-type: none"> エコ農業で生産された農産物について環境保全の実組の環を広げるため、PRの手段を作ります。
	涸沼自然ガイド・保全活動リーダーの育成
<ul style="list-style-type: none"> 自然観察会や保全地の案内を行うガイド、環境保全活動のリーダーを育成します。 	
<ul style="list-style-type: none"> 祭りや伝統行事を継承するためのネットワークを作り、継承者を育成します。 	

◆ 町民の取組 ◆

- 学校や団体（観光客を含む）で自然観察会や観光をする際は、洄沼自然ガイドを利用し、茨城町の自然環境について正しい知識を得るとともに、環境保全意識を養います。
- 生物多様性保全について正しい知識を得るために、取組事例発表会に参加します。
- 環境や生きものにやさしい農業を学ぶための勉強会に参加します。
- 生物調査や環境保全活動に参加します。
- 生物多様性保全に向け、市民団体で結成する委員会が開催する検討会に参加します。
- 里山再生活動に参加・協力します。
- 自然観察会や保全地の案内を行うガイド、環境保全活動のリーダーを目指します。
- 祭りや伝統行事を継承するためのネットワークに参加します。

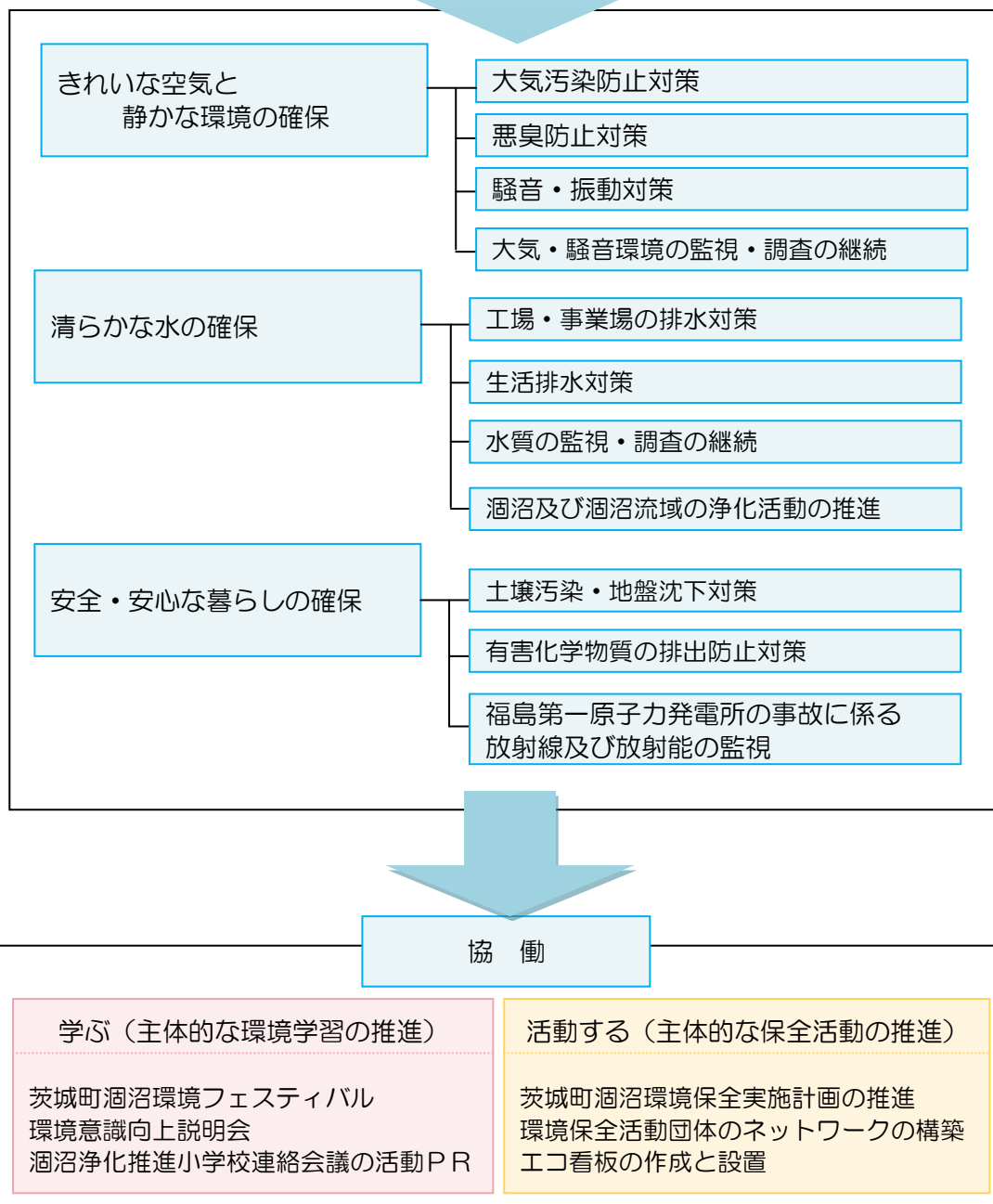
◆ 事業者の取組 ◆

- 生物多様性保全について正しい知識を得るために、取組事例発表会に参加します。
- 環境や生きものにやさしい農業を学ぶための勉強会に参加します。
- 生物調査や環境保全活動に参加します。
- 生物多様性保全に向け、市民団体で結成する委員会が開催する検討会に参加します。
- 漁場、釣り場、水上レジャーのあり方について協議する洄沼の産業を中心とした委員会に参加します。
- 里山再生活動に参加・協力します。
- エコ農業で生産された農産物について環境保全の取組の環を広げるため、PRしていきます。

2 快適・安全

◆施策の方向◆

快適で安全な環境のもとに日常生活を送るために、町民・事業者への環境意識の向上を目的とした指導者や啓発員による説明会の開催をはじめ、茨城町涸沼環境保全実施計画の推進、環境保全活動団体のネットワークの構築などを行い、町民が心地よく過ごせる環境の改善及び維持に取り組んでいきます。



◆環境指標と数値目標◆

環境指標	現状 (H23年度)	中間目標 (H29年度)	計画目標 (H34年度)
環境意識啓発のための説明会開催数	—	10回	20回
町役場の低公害車導入率 (特殊車両を除く)	38%	50%	63%
大気・悪臭関連の苦情件数	62件	55件	50件
騒音・振動の苦情件数	4件	2件	2件
涵沼の水質(環境基準点のCOD)	5.9 mg/L	5.5 mg/L	5.0 mg/L
河川水質環境基準達成率 (3河川の環境基準点のBOD)	100%	100%	100%
生活排水処理普及率	57.9%	62.3%	66.9%
水質関連の苦情件数	30件	25件	20件
土壌汚染の苦情件数	8件	4件	2件
空気のきれいさに対する満足度 (町民アンケート)	45%	52%	58%
まちの静けさ(騒音がない)に対する 満足度(町民アンケート)	35%	42%	50%
水のきれいさに対する満足度 (町民アンケート)	29%	38%	48%
調理くずや残り油を排水口から流さな いようにしている町民の割合 (町民アンケート)	74%	83%	93%

2-1 きれいな空気と静かな環境の確保

◆現況◆

- 県が設置する大気汚染防止法に基づく一般大気環境測定局が大戸地区にあり、大気汚染の状況を常時観測しています。
- 町が、一般大気環境について、小堤地区学習等供用施設敷地内と国道6号にて短期間測定を実施した結果、二酸化いおう、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については環境基準を達成しており、同時期の大戸局と同様のレベルでした。
- 水戸市の常時監視データによると光化学オキシダント（大戸局では未測定）は、環境基準が未達成です。
- 工場・事業場の排ガス等については、関係法令に基づき規制しています。
- 野焼きや畜産廃棄物等による悪臭の苦情が多く寄せられています。
- 畜産農家では、個人所有の堆肥舎にて家畜排せつ物を堆肥化し、耕種農家へ提供していますが、堆肥舎の悪臭が問題となっています。
- 規格外で廃棄処分されるじゃがいもなどの農産物の堆積による悪臭の苦情が寄せられています。
- 工場・事業場の騒音、振動については、関係法令等に基づき規制しています。
- 自動車騒音については、測定区間について、環境基準を達成しています。
- 百里基地周辺からの航空機騒音については、町内の測定点では環境基準を達成していますが、沼前・上野合地区に近い鉾田市の測定点では、環境基準を超過しています。

◆課題◆

- 光化学オキシダントについては、広域的な原因物質の抑制が必要です。
- 野焼きや事業場からの悪臭については、不快感や大気汚染、健康被害を防ぐためにも、事業者や町民に対してさらなる啓発が必要です。
- エコドライブの実行や野焼きの禁止などについては、町民や事業者に対し、直接的・間接的な啓発と指導により、意識の向上やルール徹底を図ることが必要です。
- 農畜産廃棄物の悪臭防止対策が必要です。
- 事業活動に対する規制基準の遵守、自動車騒音及び航空機騒音の監視・対策の推進が必要です。

◆環境施策と町の取組◆

環境施策	町の取組
大気汚染防止対策	・大気汚染防止及び大気環境保全に関する普及・啓発を推進します。
	・アイドリングストップなど環境に配慮した運転（エコドライブ）の普及啓発を図ります。
	・低公害車（ハイブリッドカーなど）の導入を推進します。
	・事業所からの大気汚染については、「大気汚染防止法」など関係法令に基づき当事者へ県とともに指導します。
	・大気を浄化するため、街路樹や公園の緑化を推進します。
悪臭防止対策	・事業所からの悪臭については、「悪臭防止法」など関係法令に基づき当事者へ県とともに指導します。
	・野焼きなどによる家庭ゴミや農業用ビニールの自家焼却の禁止や浄化槽の適正管理など、町民に対して啓発を行います。
	・廃棄処分となる農産物や畜産系廃棄物から発生する悪臭防止と有効利用を図るため、堆肥化を推進し、耕畜連携した地域リサイクルを検討します。
騒音・振動対策	・事業所からの騒音、振動については、「騒音規制法」、「振動規制法」などの関係法令に基づき当事者へ県とともに指導します。
	・工場、事業所及び工事現場での作業に対し、機械設備の低騒音化や防音設備の充実化を指導します。
	・生活騒音については、モラルの普及啓発に努めます。
	・自動車の運転に際しては、アイドリングストップなど、居住環境に配慮した運転方法の普及に努めます。
大気・騒音環境の監視・調査の継続	・工場・事業所等からの排出ガスに対する監視、指導を強化します。
	・自動車交通騒音及び航空機騒音の測定・監視を継続します。
	・苦情に対しては、関係機関との連携により、迅速かつ適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。

◆町民の取組◆

- 自動車の運転の際は、エコドライブに努めます。
- 自動車の購入の際は、低公害車（ハイブリッドカーなど）を選択するようにします。
- 自転車や公共交通機関を積極的に利用し、自家用車の利用を控えます。
- 大気を浄化するため、庭やベランダなどの緑化に努めます。
- 家庭における悪臭の発生を防ぐため、野焼きの禁止、浄化槽の適正管理、その他廃棄物の適正排出に努めます。
- 近所迷惑となる生活騒音の防止に努めます。
- 自動車の運転に際しては、居住環境に配慮し、騒音・振動防止に努めます。

◆事業者の取組◆

- 大気汚染防止法・悪臭防止法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。
- 排出基準を遵守するとともに、大気汚染物質による環境負荷のさらなる低減に努めます。
- ノーマイカーデーを設けるなど自家用車通勤の利用を控えるとともに、自動車の運転の際は、エコドライブに努めます。
- 社用車の購入の際は、低公害車（ハイブリッドカー）の導入に努めます。
- 公共交通機関の利用を心がけます。
- 大気を浄化するため、敷地やその周辺の緑化に努めます。
- 事業活動に伴う悪臭対策を強化します。
- 焼却炉の使用及び野焼きの規制を守ります。
- 騒音規制法・振動規制法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。
- 規制基準を遵守し、事業所における騒音・振動の防止に努めます。
- 車両の適正管理に努め、騒音・振動の防止を徹底します。
- 工事の際は、近隣の環境に配慮した作業時間の設定、防音壁の設置、低騒音型機械の使用に努めます。
- 苦情に関しては、迅速に対応します。

2-2 清らかな水の確保

◆現況◆

- 県で実施した涸沼の環境基準点 3 箇所における平成 8 年度～平成 23 年度の水質調査結果では、湖沼の水の汚れ具合を示す COD（化学的酸素要求量）及び富栄養化の要因となる T-N（全窒素）、T-P（全りん）は、3 地点ともに環境基準を達成していません。
- 工場・事業場からの排水による水質汚濁の苦情が寄せられています。
- 県が主体となり、平成 12 年度から、涸沼水質保全計画が推進され、現在、第 3 期計画により流域対策と湖内対策の両面から水質浄化が図られています。
- 涸沼川及び寛政川は河川 A 類型、涸沼前川は河川 B 類型に指定されていますが、平成 8 年度～平成 23 年度の水質調査結果では、河川の水の汚れ具合を示す BOD（生物化学的酸素要求量）は、平成 12 年度以降、環境基準を達成しています。
- 町では、「茨城町涸沼環境保全実施計画」により、涸沼の水質改善を図るため、涸沼及び涸沼流域の啓発活動や水質浄化活動等を町民と協働で行っています。
- 町内の小学校と鉾田市の涸沼流域に位置する小学校に設置している「涸沼浄化推進小学校連絡会議」では、涸沼の浄化のための活動内容の報告や協議を行い、児童の意識を高め、共通理解を図って今後の活動に役立てています。
- 町内の主要河川の指標生物による水質判定は、若宮川が水質階級Ⅰ（きれいな水）、涸沼川と涸沼前川が水質階級Ⅱ（少しきたない水）、寛政川が水質階級Ⅲ（きたない水）の評価でした。
- 涸沼流域の住民、事業者、団体、行政が一体となって涸沼や身近な河川の水質浄化活動に取り組む「クリーンアップひぬまネットワーク」があり、様々な事業を展開しています。
- 環境学習会等を通して、涸沼や流域河川の魚類調査や水質調査などが盛んに行われています。
- 茨城町家庭排水協議会と茨城町水と自然を守る会で環境パネル展を実施しています。
- 本町の上水道の給水普及率は、88.7%（平成 22 年度末現在）です。
- 上水道の原水は地下水及び那珂川であり、町では上水道施設の適正管理により、安全で良質な水の安定供給に努めています。
- 井戸水を利用している町民も多く、井戸水の水質検査を呼びかけています。
- 県が実施している地下水調査では、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素について、環境基準を超過する地区があります。
- 本町の生活排水処理普及率は、53.1%（平成 22 年度末）ですが、県平均 77.2%と比較すると低い状況です。

◆課題◆

- 湖沼の水質保全について、関連計画や関係機関、保全団体等と連携を図り、推進していくことが必要です。
- 流域河川については、引き続き、環境基準を達成できるように水質保全対策を上流域も含め広域的に推進していく必要があります。
- 河川の環境基準は達成していますが、指標生物による水質評価を向上させることが必要です。
- 水質浄化に向けて、町民の環境保全意識を向上させるために環境学習会等を定期的に行う必要があります。
- 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による地下水汚染は、生活排水や家畜排せつ物等の不適切な処理や、農業に伴う窒素系肥料等の不適切な使用によるものが要因となっており、貴重な水資源である地下水の水質保全対策が必要です。
- 公共下水道及び農業集落排水整備区域内における接続、区域外の合併処理浄化槽の設置を推進していくことが必要です。

◆環境施策と町の取組◆

環境施策	町の取組	
工場・事業場の排水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「水質汚濁防止法」、 「下水道法」 など関係法令に基づき排出基準の遵守の徹底や排水の負荷低減による排水対策を推進します。 ・ 化学物質や油、 農薬流出などの水質事故の防止対策を推進します。 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活排水対策 	
生活排水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共下水道及び農業集落排水処理区域内における接続、 その他の区域の合併処理浄化槽の設置を推進します。 ・ 合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成します。 ・ 浄化槽の適正な維持管理（法定検査や清掃等）を指導し、 放流先の環境保全を図ります。 ・ 環境負荷の低い洗剤の使用や水切りネットの使用など、 生活排水による水質汚濁防止の普及・啓発を進めます。 	
	水質の監視・調査の継続	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工場・事業所等の排水に対する監視を強化し、 適切な指導に努めます。 ・ 水道水源である地下水及び那珂川の水質検査を実施し、 水道水源の監視及び保全に努めます。 ・ 湖沼や湖沼流入河川の水質検査ならびに水生生物調査を実施し、 水環境の監視及び保全に努めます。 ・ 農業用水として導水している霞ヶ浦や那珂川の水質保全を流域市町村へ要請します。 ・ 水質事故や苦情に対しては、 関係機関との連携により、 迅速かつ適切な対応を行うとともに未然防止に努めます。

涸沼及び涸沼 流域の浄化活 動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県が進める涸沼水質保全計画を推進します。
	<ul style="list-style-type: none"> ・クリーンアップひぬまネットワークや涸沼浄化推進小学校連絡会議、家庭排水対策協議会など各種団体が実施している浄化活動を推進し、町民（滞在者含む）・事業者・関係市町村へ活動への理解・協力を求めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城町涸沼環境保全実施計画を推進し、涸沼及び涸沼流域の環境保全に協働で取り組むとともに、より多くの方に賛同してもらうため、PRに努めます。

◆ 町民の取組 ◆

- ・公共下水道及び農業集落排水処理区域内では速やかに接続し、区域外では合併処理浄化槽を設置し、適正な維持管理（法定検査や清掃等）をします。
- ・家庭で使用する洗剤類は、環境負荷の低いものを選びます。
- ・調理くずや食べ残しは、流しから排水に流れないように水切りネットなどを使用します。
- ・油が付いた食器類は、油分をふき取ってから洗浄します。

◆ 事業者の取組 ◆

- ・水質汚濁防止法・下水道法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。
- ・排水基準を遵守するとともに、水質汚濁物質による環境負荷のさらなる低減に努めます。
- ・排水処理設備の維持管理を行い、排水を適正に処理します。
- ・公共下水道整備区域内では速やかに接続し、区域外では合併処理浄化槽を設置し、維持管理の適正化に努めます。
- ・苦情に関しては、迅速に対応します。

私たちにできる涸沼水質浄化対策8箇条 ～みんなできれいな涸沼を取りもどしましょう～

- ① 台所では三角コーナーやろ紙を使いましょう。
- ② 油は使い切るか、新聞紙等にしみ込ませたり、固形剤で固めたりして、燃えるごみとして出しましょう。
- ③ 鍋や食器類の汚れは紙でふいてからアクリルタワシを使いましょう。
- ④ お風呂の残り湯は洗濯など有効に使いましょう。
- ⑤ 川や池に、ごみを捨てないようにしましょう。
- ⑥ 庭木や草花、菜園などへの肥料や農薬は使い過ぎないようにしましょう。
- ⑦ 公共下水道や農業集落排水への早期接続を進めましょう。
- ⑧ 合併処理浄化槽は定期的に点検し、清掃、検査をしましょう。



～茨城町家庭排水対策協議会～

2-3 安全・安心な暮らしの確保

◆現況◆

- 工場・事業場の土壌汚染については、有害物質の地下浸透の禁止などについて関係法令等に基づき規制しています。
- 地盤沈下については、町内では地下水揚水について県への届出義務が規定されていません。
- 事業活動に伴う化学物質（有害物質を含む）による環境汚染を未然に防止するため、関係法令等に基づき規制しています。
- 町内における学校を含む公共施設の放射線量及び水道水、給食食材の放射性物質については、定期的に測定を実施しており、現在規制値等を超えていません。
- 町では、町民が身近な放射線量の測定ができるように、放射線測定器を無償で貸し出しています。
- また、町内で生産・採取された農畜水産物等について、安全・安心の確保と風評被害を防ぐために、簡易放射性物質検査機器を導入し、放射性物質の検査を無料で実施しています。
- 「安全・安心・元気市」を毎月、役場前広場で開催し、新鮮な農畜水産物を販売しています。

◆課題◆

- 土壌・地下水汚染対策として、工場や事業場には有害物質を含む排出水の地下浸透を禁止するなどの規制をしていますが、農地に使用される肥料や農薬からも汚染が発生するおそれがあるため、事業者や町民に対し土壌汚染防止のための指導を行っていくことが必要です。
- 有害化学物質による環境汚染対策については、今後も国や県の動向に合わせ、適切な対策を進めていくとともに、有害化学物質の危険性に関する情報の収集及び提供を行っていくことが必要です。
- 放射能による環境汚染については、今後も長期的に監視していくことが必要です。また、今後も放射能問題を取り巻く関係法令等の整備及び国や県の動向に合わせた適切な対応を講じていく必要があります。
- 局所的に放射線量が集まる箇所として、窪地、水路、建物や構造物周辺が想定されることから汚染状況を監視し、適切な対応が必要となります。

◆環境施策と町の取組◆

環境施策	町の取組
土壌汚染・地盤沈下対策	・廃棄物からの汚染物質の流出や、排水による土壌汚染を防止するための監視を行います。
	・工場、事業所における土壌汚染防止のための指導や「土壌汚染対策法」を周知します。
	・環境保全型農業の普及による農薬使用量の低減と、有機肥料の使用促進を図ります。
	・地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下が起きないように、適切な利用について指導・普及啓発に努めます。
有害化学物質の排出防止対策	・事業者に対し、PRTR法（化管法）に基づく化学物質の適切な管理・使用を指導します。
	・農薬や化学肥料、洗剤の使用等に関し、環境への配慮について意識啓発に努めます。
	・ダイオキシン類や環境ホルモンなど有害化学物質に関する情報の収集、提供に努め、環境保全意識の啓発を図ります。
	・違法な野焼きについては、廃棄物焼却に関する禁止規制及びダイオキシン類の発生抑制について周知・指導します。
福島第一原子力発電所の事故に係る放射線及び放射能の監視	・公共施設における放射線量の測定や水道水、給食食材の放射性物質の測定を行い、関係機関と連携し、必要な対策を講じます。
	・町民が身近な放射線量を測定できるように、放射線測定器を無償で貸し出しします。
	・町内で生産・採取された農畜水産物等について、放射性物質の測定を無料で行います。

◆町民の取組◆

- ・廃棄物からの汚染物質の流出や排水による土壌汚染の防止に努めます。
- ・有害性の少ない製品の購入・使用に努めます。
- ・環境保全型農業により生産された農作物の購入に努めます。
- ・除草剤などの農薬は安易に使用せず、使用する場合は適正に使用します。
- ・野菜や草花を育てるため化学肥料を使用する際は、適正に使用します。
- ・ダイオキシン類の発生を防ぐため、違法な野焼きは行いません。
- ・飲料水や農作物等の放射性物質の情報等に注意して行動します。
- ・放射線量並びに町内産の農畜水産物等の放射性物質の測定を独自で行いたいときは、町役場のサービスを利用します。
- ・宅地内に、落ち葉や雨水が溜まらないように、こまめに清掃を行います。

◆事業者の取組◆

- 土壌汚染対策法・PRTR法をはじめ、法令等に基づく公害防止対策を推進します。
- 廃棄物の保管や化学物質の使用・保管・輸送・廃棄等にあたっては、適正な管理に努め、事業所からの土壌汚染防止、その他環境汚染の防止に努めます。
- 地下水の適正な利用に努めます。
- 有害化学物質を使用しない工程への変更に努めます。
- 農薬や化学肥料などは適正に使用し、環境保全型農業に積極的に取り組みます。
- 焼却炉の使用及び野焼きの規制を守ります。

2-4 協働

◆現況◆

- 茨城町涸沼環境フェスティバルなど、町内で行われる各種イベントで環境学習会を実施しています。
- 生活環境の改善に向けた取組の多くは、町民の理解と協力が必要ですが、野焼きの禁止やエコドライブ、水質浄化に向けた取組などについて、改善の余地が見られます。
- 涸沼浄化推進小学校連絡会議では、長年、子どもたちが涸沼の環境保全活動を実施しています。
- 町では、涸沼の環境を保全するため、茨城町涸沼環境保全実施計画を策定し、町民と行政が協働で取り組むべき事業（水質浄化活動・環境保全活動・豊かな自然の再生活動など）を実施しています。
- 水質保全活動を実施している団体は多数ありますが、話し合いの機会がない状況です。

◆課題◆

- 各種イベントにて実施する環境学習会の内容の充実と参加団体の募集・受け入れを行い、町民が環境学習会に参加する機会を増やすことが必要です。
- 生活環境の改善に向けた取組を推進するために、地域住民が集まる場所に指導者や啓発員が出向いて、啓発と指導により環境意識の向上を図ることが必要です。
- 生活環境の改善のため、大気汚染や水質汚濁、不法投棄などを防止する取組について、地域住民が呼びかける活動が必要です。
- 涸沼浄化推進小学校連絡会議での子どもたちの活動を広く公表し、町民や流域住民への環境学習につなげる活動が必要です。
- 茨城町涸沼環境保全実施計画に掲げる町民と行政が協働で取り組むべき事業を充実させ、推進していくことが必要です。
- 水質保全活動を実施している団体のネットワーク化を図り、話し合いの場をもち、連携体制の下で、協働事業を進めることが必要です。

◆環境施策と町の取組◆

環境施策	町の取組
学ぶ (主体的な環境学習の推進)	茨城町涸沼環境フェスティバル <ul style="list-style-type: none"> 茨城町涸沼環境フェスティバルなど各種イベントにて環境学習会を実施します。
	環境意識向上説明会 <ul style="list-style-type: none"> 地区の総会や学校など、地域住民が集まる場所に指導者や啓発員が出向いて、説明会を開催し、啓発と指導により環境意識の向上を図ります。
	涸沼浄化推進小学校連絡会議の活動PR <ul style="list-style-type: none"> 涸沼浄化推進小学校連絡会議での子どもたちの活動を広く公表し、町民や流域住民への環境学習につなげます。
活動する (主体的な保全活動の推進)	茨城町涸沼環境保全実施計画の推進 <ul style="list-style-type: none"> 茨城町涸沼環境保全実施計画に掲げる町民と行政が協働で取り組むべき事業内容（水質浄化活動・環境保全活動・豊かな自然の再生活動など）を推進します。
	環境保全活動団体のネットワークの構築 <ul style="list-style-type: none"> 水質保全活動を実施している団体のネットワーク化を図り、協働事業を進めます。
	エコ看板の作成と設置 <ul style="list-style-type: none"> 各地区で、アイドリングストップや水質保全などエコに関する標語を子どもたちから募集し、立て看板を作成・設置します。

◆町民の取組◆

- 茨城町涸沼環境フェスティバルなど各種イベントで実施している環境学習会に参加します。
- 環境意識向上のための説明会に参加し、環境意識を養い、生活環境の改善に取り組みます。
- 涸沼浄化推進小学校連絡会議が公表する子どもたちの活動を理解し、自らの取組に役立てます。
- 茨城町涸沼環境保全実施計画に掲げる町民と行政が協働で取り組むべき活動に参加します。
- エコに関する標語を子どもたちから募集し、立て看板を作成します。

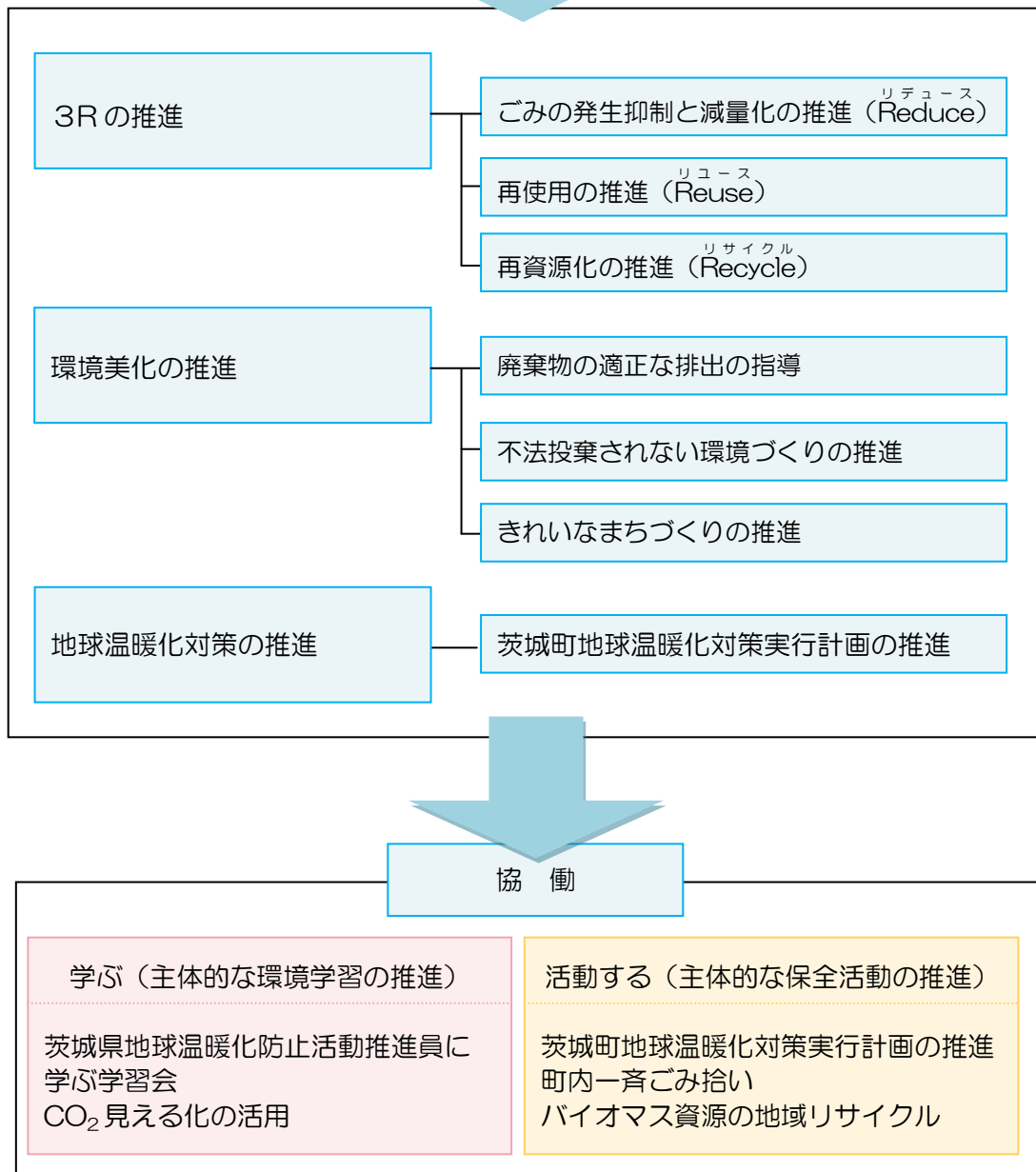
◆事業者の取組◆

- 茨城町涸沼環境フェスティバルなど各種イベントに参加し、環境学習会を実施します。
- 涸沼浄化推進小学校連絡会議が公表する子どもたちの活動を理解し、自らの取組に役立てます。
- 茨城町涸沼環境保全実施計画に掲げる町民と行政が協働で取り組むべき活動に参加します。

3 資源・エネルギー

◆ 施策の方向 ◆

かけがえのない地球環境と未来の子どもたちのために、ごみの発生抑制と資源の有効利用をさらに進め、地球温暖化対策については「茨城県地球温暖化対策実行計画」を町民、事業者へ周知し、ライフスタイルの見直しやCO₂見える化の普及、自然エネルギー等の利用の推進などに環境教育・環境学習による意識啓発を強化し取り組んでいきます。



◆環境指標と数値目標◆

環境指標	現状 (H23年度)	中間目標 (H29年度)	計画目標 (H34年度)
1人1日当たりのごみの排出量 (一般廃棄物)	779g	760g	711g
リサイクル率(一般廃棄物)	12.5%	15.3%	18.0%
エコショップ認定店舗数	17件	20件	23件
不法投棄処理数量	28.6 t	24.3 t	20.0 t
花と緑の環境美化活動団体数	33団体	35団体	37団体
町内一斉ごみ拾い参加者数(町民)	—	12,500人	13,000人
二酸化炭素排出削減率	総排出量：282.8千 t-CO ₂ (H21年度)	19% (総排出量 229.4千 t-CO ₂) (H32年度)	
茨城県地球温暖化防止活動推進員 の登録者数	1人	5人	10人
地球温暖化防止に関する啓発活動数 (年間)	5回	10回	15回
買い物の際、マイバッグを持参してい る町民の割合(町民アンケート)	79%	86%	94%
生ごみの堆肥化などでごみの減量化 に努めている町民の割合 (町民アンケート)	35%	45%	56%
まちの清潔さに対する満足度 (町民アンケート)	25%	29%	33%
環境保全に向けた町民の意識の高さ に対する満足度(町民アンケート)	16%	29%	41%
エコドライブ(省エネ運転)をしてい る町民の割合(町民アンケート)	33%	47%	61%
地域の環境保全活動への支援・参加を している事業者の割合 (事業者アンケート)	40%	59%	79%

3-1 3Rの推進

◆現況◆

- 本町の一般廃棄物の総排出量は、ここ数年増加傾向にあり、平成23年度は9,823トン、1人1日あたり779gの排出量ですが、県平均の946gと比較すると少ない量です。
- クリーンセンターの焼却炉の耐用年数を考慮し、新設が予定されています。
- 本町の一般廃棄物における資源化率は12.5%（平成23年度）であり、県平均の18.0%（平成22年度）と比較すると低い割合です。
- 町では、事業者に対して、ごみの減量化とリサイクルに積極的に取り組むことを自ら宣言した小売店の登録（エコ・ショップ制度）を導入し、消費者に向けたPRをサポートしています。

◆課題◆

- 環境負荷の低減を図るために、ごみの排出量のさらなる削減が必要です。
- クリーンセンターの焼却炉の新設が必要です。
- 焼却施設の新設に伴い、廃熱利用などリサイクル機能を有した設備の導入が必要です。
- 資源化率を上げるためには、総収集量の9割を占める可燃ごみについて、再資源化する方法を検討する必要があります。そのためには、バイオマス資源の利活用について町民の意識啓発や事業者との協働が必要です。

◆環境施策と町の取組◆

環境施策	町の取組
ごみの発生抑制と減量化の推進 <small>リデュース</small> (Reduce)	•ごみの排出量や資源化率、最終処分率など、ごみ処理に関する情報を公表し、ごみ排出の抑制について町民の意識向上を図ります。
	•ごみの分別の徹底及び適正な排出方法の啓発などにより、ごみの排出量の削減を推進します。
	•生ごみの減量のため、エコクッキングの普及・啓発や水切りの徹底、堆肥化を推進します。
	•使い捨て商品の選択は控え、簡易包装を選択するなどごみの減量の意識啓発に努めます。
	•使い捨てのレジ袋の削減のため、町内の各小売店舗と町で、「茨城町におけるレジ袋削減の取組に関する協定」に基づき、マイバッグ持参を推進します。

	<ul style="list-style-type: none"> • 環境にやさしい商品の販売や簡易包装、レジ袋削減などごみ減量化に取り組んでいる商店に対し、エコショップ制度への登録を促すとともに、エコショップについて町民へ周知します。 • 茨城町一般廃棄物処理基本計画を策定し、ごみの排出抑制やリサイクルを推進します。 • クリーンセンターの新設を推進します。 • 事業所におけるごみの分別推進体制の構築を促進し、減量化に関する指導、啓発を行います。 • 農業用廃プラスチック等の回収・有効活用を推進します。 • 町の祭事等のイベント会場において、ごみの削減に関する啓発活動を行います。
再使用の推進 リユース (Reuse)	<ul style="list-style-type: none"> • 物を大切にし、故障や破損は修理・修復による再使用を推進します。 • 古着や古物は、フリーマーケット等を活用し再使用を促進します。 • 事業者に対し、リターナブル瓶など繰り返し使用できる容器の採用を推進します。
再資源化の推進 リサイクル (Recycle)	<ul style="list-style-type: none"> • 「容器包装リサイクル法」などに基づき、分別排出の体制を強化するとともに、資源回収を円滑に推進します。 • クリーンセンターの新設に伴い、廃熱発電によるサーマルリサイクルを検討します。 • 「小型家電リサイクル法」に基づき、不要になったデジタルカメラや携帯電話などの回収を行い、レアメタルの再資源化を推進します。 • 環境にやさしい商品の販売やトレイの店頭回収などリサイクル活動に取り組んでいる商店に対し、エコショップ制度への登録を促すとともに、エコショップについて町民へ周知します。 • エコマークやグリーンマークなどの環境にやさしい商品の購入を促進します。 • 廃棄処分となる農産物や畜産系廃棄物の有効利用を図るため、堆肥化を推進し、耕畜連携した地域リサイクルを検討します。 • 町内で発生する稲わらや落ち葉、間伐材などを有効利用するリサイクルの仕組みづくりをします。

◆ 町民の取組 ◆

- 町が行っている分別収集に従って適正に排出します。
- エコクッキングに努め、調理の過程や食べ残しでの廃棄分を減らします。
- 生ごみは、水気をよく切って排出したり、堆肥化したりして減量を心がけます。
- 買い物の際は、マイバッグを持参し、レジ袋をもらわないようにします。
- 過剰包装は断り、簡易包装の商品を選びます。
- 使い捨て商品ではなく、繰り返し利用可能な商品を選びます。
- 洗剤、調味料などは詰め替え可能な商品を選びます。
- 農業用廃プラスチックは町が実施する回収に出すなどリサイクルに協力します。
- 物を大切にし、機械類は修理、衣服などはリフォームするなど再使用を心がけます。
- リサイクルショップやフリーマーケットなどを積極的に活用します。
- 古紙や廃ペットボトルを原料として作られた再生品を積極的に利用します。
- 集団資源回収へ積極的に参加します。
- 不要になった携帯電話などの小型家電は、レアメタルの回収に協力します。
- エコマークやグリーンマーク商品の購入を心がけます。

◆ 事業者の取組 ◆

- ごみの分別やリサイクルなどを積極的に行い、廃棄物の排出抑制に努めます。
- 簡易包装化を進め、ごみの発生抑制に努めます。
- 使い捨てではなく、繰り返し使用できる製品の製造・販売・使用に努めます。
- 販売店などでは、使い捨てレジ袋の削減のため、マイバッグ持参を促進します。
- 製品の耐久性の向上、補修サービスにより、製品の長寿命化に努めます。
- ごみの排出が少ない事務用品、備品などの購入に努めます。
- 事務用紙は、ペーパーレス化や両面コピー、裏紙の有効利用により、紙の節約に努めます。
- 施設内からごみを出さずに生産するゼロエミッションを目指します。

3-2 環境美化の推進

◆ 現況 ◆

- 本町の不法投棄件数は232件（平成23年度）です。
- 町では、不法投棄の未然防止・早期発見をするために、茨城町産業廃棄物不法投棄監視員を委嘱し、不法投棄パトロールを行い、監視体制の強化に努めています。
- 産業廃棄物に精通した茨城町産業廃棄物不法投棄総括監視指導嘱託員を設置し、不法投棄監視員の教育や警察本部との連携など、不法投棄対策の円滑な遂行に努めています。
- 町内にはごみの散乱が目立ちます。
- 町では、町内一斉ごみ拾いを年2回（5月、12月）実施しています。
- クリーンアップひぬまネットワークをはじめ、若宮区をきれいにする会など環境保全団体が、涸沼や涸沼流域河川沿いのごみ拾いや除草作業等を実施しています。

◆ 課題 ◆

- 廃棄物の適正な排出を指導するとともに、不法投棄の防止を強化することが必要です。
- 町内で行われている環境美化活動を推進するとともに、ごみを捨てられない環境づくりを協働で行っていく必要があります。

◆ 環境施策と町の取組 ◆

環境施策	町の取組
廃棄物の適正な排出の指導	・ 広報等により、ごみの分別の徹底とマナーを周知します。
	・ 廃棄物焼却に関する禁止規制を周知し、違法な野焼きを指導します。
	・ 涸沼自然公園など公園や観光地などの利用者へのごみの持ち帰りに理解と協力を得る取組を強化します。
不法投棄されない環境づくりの推進	・ 不法投棄防止看板の設置やチラシ、広報誌などの活用による啓発活動を行います。
	・ 不法投棄の監視を強化し、未然防止や早期発見を図ります。
	・ 土地所有者（管理者）へ防護柵やネットを設置するなど、不法投棄されない環境づくりを呼びかけます。
きれいなまちづくりの推進	・ 町内一斉ごみ拾い（統一美化キャンペーン）やクリーンアップひぬまネットワークなど環境保全団体等が実施するごみ拾いや草刈りなど美化活動を推進します。

	<ul style="list-style-type: none"> • ペットのふんの持ち帰りや飼育上のマナーの普及啓発に努めます。
	<ul style="list-style-type: none"> • 雑草などの繁茂した空き地の適正な管理を指導します。
	<ul style="list-style-type: none"> • 国道，県道，町道脇の雑草の適正な管理に努め，景観保全とポイ捨て防止を図ります。
	<ul style="list-style-type: none"> • 花と緑の環境美化コンクールを推進し，環境美化を啓発します。
	<ul style="list-style-type: none"> • 生け垣の設置やガーデニングなど，まちを彩る花と緑を増やすため，町民が取り組みやすい緑化情報を提供します。

◆ 町民の取組 ◆

- ごみの自家焼却（野焼き）は行いません。
- 公園や観光地などでは，ごみを持ち帰ります。
- 不法投棄を見つけたら，速やかに町や警察に通報します。
- 防護柵やネットを設置するなど，不法投棄されない環境づくりに努めます。
- 自宅の周囲や通学路など，身近な雑草の除草を心がけます。
- 道路に面した立木・植木が通行の妨げにならないよう適正に管理します。
- 町内一斉ごみ拾いやクリーンアップひぬまネットワークなど環境保全団体が実施するごみ拾いや草刈りに参加します。
- ペットのふんは飼い主が責任を持って始末します。
- 空き地の除草など所有地の適正な管理に努めます。
- きれいなまちをつくるため，花と緑の環境美化コンクールに参加・協力します。

◆ 事業者の取組 ◆

- 焼却炉の使用及び野焼きの規制を守ります。
- 産業廃棄物の処理にあたっては，産業廃棄物管理票（マニフェスト）により責任をもって管理します。
- 防護柵やネットを設置するなど，不法投棄されない環境づくりに努めます。
- 町内一斉ごみ拾いなど，地域における美化活動に積極的に参加・協力します。
- 所有地の適正な管理に努めます。
- 敷地内の緑化や花壇の管理に努め，まちを彩る花と緑を増やします。

3-3 地球温暖化対策の推進

◆現況◆

- 本町の二酸化炭素排出量は、282.8千トン（2009年（平成21年））で、1990年（平成2年）以降の20年間に7%（21,300トン）増加しています。
- 排出元の部門別では、製造業が減少し業務（店舗・事務所など）部門や運輸部門が大幅に増加しており、一般家庭からの排出量もやや増加しています。
- 本町の二酸化炭素排出量は増加していますが、町全域の地球温暖化対策を推進するための計画がない状況です。
- 町の庁舎では、省エネの取組として昼休みの消灯やノーマイカーデーの実施、緑のカーテンの設置などを実施しています。
- 消防庁舎及び町内の中学校すべてに太陽光発電システムを設置するなど自然エネルギーを取り入れています。
- 町では、夏場の省エネ対策として、緑のカーテンづくりのためのゴーヤの苗（平成23年度）やアサガオの種（平成24年度）の提供、ライトダウンの呼びかけなど、町民への地球温暖化防止の啓発に取り組んでいます。
- 都市計画道路下郷大山原線の街路灯は、ソーラー式LED街路灯を採用して省エネを図っています。

◆課題◆

- 茨城町地球温暖化対策実行計画を策定し、省エネをはじめ再生可能エネルギー等の利用など地球温暖化対策を推進することが必要です。
- 地球温暖化対策の啓発活動を実施する茨城県地球温暖化防止活動推進員（茨城町在住又は茨城町勤務）の活動を推進することが必要です。
- 意識調査では、地球温暖化問題に町民の関心が高く、不安に感じています。町民一人ひとりが地球温暖化についての認識を深め、その抑制のための取組ができるよう、さらなる情報提供が必要です。

◆環境施策と町の取組◆

環境施策	町の取組
地球温暖化対策の推進	・茨城町地球温暖化対策実行計画区域施策編を推進し、町民、事業者、町の協働により地球温暖化対策に取り組みます。
	・茨城県地球温暖化防止活動推進員の推薦及び活動支援を推進します。
	・家庭におけるCO ₂ 排出量の把握や製品やサービスの購入時のCO ₂ 排出量表示など、CO ₂ 見える化の活用を普及させ、CO ₂ 削減の取組を推進します。

◆ 町民の取組 ◆

- ・茨城町地球温暖化対策実行計画にある町民の取組に努めます。
- ・茨城県地球温暖化防止活動推進員が実施する学習会等に参加します。
- ・家庭におけるCO₂排出量の把握や製品やサービスの購入時のCO₂排出量表示など、CO₂の見える化を活用し、CO₂削減に取り組みます。

◆ 事業者の取組 ◆

- ・茨城町地球温暖化対策実行計画にある事業者の取組に努めます。
- ・茨城県地球温暖化防止活動推進員が実施する学習会等に参加・協力します。
- ・事業所におけるCO₂排出量を把握し、CO₂削減に取り組みます。
- ・製品やサービスにCO₂排出量表示など、環境ラベルを取り入れ、CO₂の見える化の活用に協力します。

3-4 協働

◆ 現況 ◆

- 茨城町ふるさとづくり出前講座では、ごみのリサイクルについての講座を開講しております。
- 茨城県地球温暖化防止活動推進員が地球温暖化防止活動を推進するために、啓発活動を行っています。
- 家庭において、CO₂排出量の把握をした上での取組がなされているかどうかを町で把握していない状況です。
- 町・町民・事業者が地球温暖化対策に取り組む実行計画がない状況です。
- 町では、環境美化のため、町内一斉ごみ拾いが年2回実施されています。
- 畜産廃棄物は、堆肥化され一部の耕種農家には提供されていますが、堆肥の量が多く、畜産事業者だけでは処理が困難な状況です。
- 廃棄処分となる農産物が、再利用されることなく野積みされているところがあります。

◆ 課題 ◆

- 茨城町ふるさとづくり出前講座などで、環境保全に関する講義内容の充実を図ることが必要です。
- 茨城県地球温暖化防止活動推進員が行う地球温暖化防止に向けた啓発活動や学習会の強化が必要です。
- 家庭における、CO₂排出量削減の取組に向け、CO₂排出量の把握や製品やサービスの購入時のCO₂排出量表示など、CO₂見える化の活用を取り入れ、町内から排出されるCO₂排出量の削減を強化する必要があります。
- 本計画内で策定する茨城町地球温暖化対策実行計画を周知し、町・町民・事業者の協働による地球温暖化対策を進めることが必要です。
- 町・町民・事業者が協働で行ってきた町内一斉ごみ拾いの継続と活性化が必要です。
- 農畜産系廃棄物などバイオマス資源の堆肥化を推進し、地域で活用できるシステムが必要で

◆環境施策と町の実組◆

環境施策	町の実組
学 ぶ (主体的な環境学習の推進)	茨城県地球温暖化防止活動推進員に学ぶ学習会 <ul style="list-style-type: none"> 茨城町ふるさとづくり出前講座に茨城県地球温暖化防止活動推進員を招いて開講します。 茨城県地球温暖化防止活動推進員が実施する啓発活動や学習会を開催します。
	CO₂見える化の活用 <ul style="list-style-type: none"> 家庭におけるCO₂排出量の把握、製品やサービスの購入時のCO₂排出量表示など、CO₂見える化の活用を学習会などで普及させ、CO₂削減の実組を推進します。
活動する (主体的な保全活動の推進)	茨城町地球温暖化対策実行計画の推進 <ul style="list-style-type: none"> 茨城町地球温暖化対策実行計画を周知し、町民、事業者、町の協働による地球温暖化対策を進めます。
	町内一斉ごみ拾い <ul style="list-style-type: none"> 町内一斉ごみ拾いを行います。
	バイオマス資源の地域リサイクル <ul style="list-style-type: none"> 農畜産廃棄物などのバイオマス資源を有効活用するため、堆肥化を推進し、耕畜連携した地域リサイクルを検討します。

◆町民の実組◆

- 茨城町ふるさとづくり出前講座に参加します。
- 茨城県地球温暖化防止活動推進員が実施する学習会等に参加します。
- 家庭におけるCO₂排出量の把握、製品やサービスの購入時のCO₂排出量表示など、CO₂の見える化を活用し、CO₂削減に取り組みます。
- 茨城町地球温暖化対策実行計画にある町民の実組に努めます。
- 町内一斉ごみ拾いに参加します。
- バイオマス資源による堆肥を積極的に利用します。

◆事業者の実組◆

- 茨城県地球温暖化防止活動推進員が実施する学習会等に参加・協力します。
- 事業所におけるCO₂排出量を把握し、CO₂削減に取り組みます。
- 製品やサービスにCO₂排出量表示など、環境ラベルを取り入れ、CO₂の見える化の活用に協力します。
- 茨城町地球温暖化対策実行計画にある事業者の実組に努めます。
- 町内一斉ごみ拾いに参加します。
- バイオマス資源による耕畜連携に参加します。